

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員職名規則

昭和45年3月30日

規則第3号

改正 昭和46年1月規則第2号

同 51年3月 同 第3号

同 57年10月 同 第7号

同 61年4月 同 第1号

平成4年4月 同 第2号

同 12年5月 同 第4号

同 16年3月 同 第1号

同 19年4月 同 第1号

令和3年11月 同 第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員定数条例(昭和45年条例第1号)第2条に掲げる職員の職名に関し定めるものとする。

(職名)

第2条 組合職員の職名は、次に掲げるとおりとする。

寮長、管理者、次長、係長、主任、主事、主任生活相談員、計画作成担当者、生活相談員、主任支援員、支援員、介護職員、サービス提供責任者、訪問介護員、看護職員、栄養士、調理士、嘱託員

(法令等に基づく職名の併用)

第3条 職名に関し、法令に特別の定めがあるものについては、前条に規定する職名に法令に定める職名を併せて用いることができる。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年1月規則第2号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月規則第3号)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に附則別表左欄に掲げる職員は、別に辞令を發せられな
い限り、それぞれ右欄に掲げる職名に変更の發令があつたものとする。

附則別表

左欄		右欄
技能労務職給料表 2等級にあるもの	用務員 調理員	管理士 調理士
技能労務職給料表 3等級にあるもの	用務員 調理員	管理士補 調理士補

附 則（昭和57年10月規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。